

練馬区告示第 402 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年8月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
12-388	練馬区 桜 台 三 丁目 27 番 30 地先	から 練馬区 桜 台 三 丁目 27 番 30 地先 まで	変更前	3.77 から 3.79	4.56	—
			変更後	4.00	4.56	1.00

特別区道路線区域変更図

桜 台 三 丁 目 地 内

縮 尺 6 0 0 分 の 1

- 特別区道
- 区域変更による道路

